

第10回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の補講について

日本土地家屋調査士会連合会

特別研修の実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、第10回土地家屋調査士特別研修（以下「第10回特別研修」という。）の基礎研修をやむを得ない事情により欠席等した者に対して、連合会が実施する「補講」において、欠席した科目のDVDで視聴し、それを修了した場合に基礎研修を修了するという補講制度を実施しています。

ただし、補講は「基礎研修」に限ります。

1 補講の要件

本研修は、性質上、全課程のうち、一部でも欠席した者及び途中退出又は遅刻した者は、該当する講義を受講しなかったものとみなし、第10回特別研修を修了したことはなりません。

しかし、上記の者のうち、下記①から④をいずれも満たす者については、今回の基礎研修の修了を認めることとします。

① 下記の条件をいずれも満たす者

- ・ 欠席などについて責任者又は協力員等に社会通念上の連絡を行った者
- ・ 2日にまたがらないこと

② 欠席等の理由が下記のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 急病等本人の健康上の理由により研修を受講するのに著しい支障があった場合

イ 配偶者又は三親等以内の親族の急病等健康上の理由により、その者に対し介護等を必要とした場合

ウ 配偶者又は三親等以内の親族の葬儀に参列する場合

エ その他激甚災害など本人の責によらない場合

※ ア及びイについては、それを証する診断書等の提出を求めるものとする。

※ ウ及びエについては、それを証する書類や証言を求める場合がある。

③ 後述「5 補講要件に該当するか否かの認定機関」で示す機関が補講要件に該当すると判断した者

④ 連合会が実施する第10回特別研修の補講において、該当欠席等にかかる科目に相当する研修を受講した者

2 補講の実施方法

基礎研修の講義を収録したDVDを視聴する。

補講の日時及び会場については、連合会で決定し、補講対象者へ通知する。

3 補講対象者の管理

補講対象者の出欠及び受講態度の管理は、特別研修運営委員会又は同委員会が任命する者が行う。

4 補講受講申込の手続方法

① 補講希望受講者は、所属の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）又は住所登録地を管轄する調査士会を通じ、「第10回土地家屋調査士特別研修 基礎研修に係る補講申請書」を用いて、連合会へ申請する。

② 連合会は、補講受講希望者へ連絡し、補講の実施要領等の周知とそれに必要な手続を行う。

5 補講要件に該当するか否かの認定機関

特別研修運営委員会で認定する。

6 補講費用

2万円とする。

7 補講手続についての問合せ

日本土地家屋調査士会連合会 特別研修運営委員会 担当事務局

電話 03-3292-0050 F A X 03-3292-0059

以上